

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	15,481,965	負債の部	6,125,875
流動資産	8,918,550	流動負債	3,260,833
現金及び預金	212,074	支払手形	210,345
グループ内預入金	3,370,441	買掛金	1,631,527
受取手形	47,202	短期借入金	400
売掛金	2,975,356	リース債務	7,724
商品及び製品	418,641	未払金	612,424
原材料及び貯蔵品	402,942	未払費用	319,813
仕掛品	864,375	未払法人税等	16,853
リース投資資産	344,121	未払消費税	32,622
繰延税金資産	150,063	預り金	42,686
未収入金	101,856	前受収益	2,531
その他	31,474	賞与引当金	360,013
固定資産	6,563,414	役員賞与引当金	23,890
有形固定資産	4,207,108	固定負債	2,865,041
建物	2,063,393	退職給付引当金	2,831,973
構築物	29,168	長期前受収益	6,153
機械装置	105,525	リース債務	14,804
車輛運搬具	0	長期預り金	10,000
工具器具備品	152,995	その他固定負債	2,110
土地	1,808,589	純資産の部	9,356,089
リース資産	20,860	株主資本	9,115,356
建設仮勘定	19,259	資本金	327,220
一括償却資産	7,316	資本剰余金	5,007,688
無形固定資産	251,996	資本準備金	5,555
電話加入権	7,316	その他資本剰余金	5,002,133
商標権	1,022	利益剰余金	3,780,447
ソフトウェア	235,472	利益準備金	76,250
のれん	8,184	その他利益剰余金	3,704,197
投資その他の資産	2,104,310	別途積立金	3,049,967
投資有価証券	1,102,737	繰越利益剰余金	654,230
関係会社株式	2,000	(うち当期純損失)	(68,593)
繰延税金資産	922,259	評価・換算差額等	240,733
その他	110,502	その他有価証券評価差額金	240,733
貸倒引当金	△ 33,190		
合 計	15,481,965	合 計	15,481,965

(注) 単位未満の端数は切捨て表示をしている。

個別注記表

平成29年 4月 1日 から
平成30年 3月31日 まで

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - a 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (a) 時価のあるもの
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
(評価差額は全部純資産直入法によって処理している)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。
 - b 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 量産品及び計器修理品は総平均法による原価法によっている。
 - (b) 個別受注品は個別法による原価法によっている。
なお、原価法については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - a 有形固定資産
定率法。但し平成10年4月以降取得の建物、
平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物は定額法によっている。
 - b 無形固定資産
定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - a 貸倒引当金
売掛債権等の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - b 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - c 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - d 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。
 - (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - (b) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。